

保護者の皆様

千葉市立千草台小学校長

地震・津波に備えた対策及び大規模地震時の対応について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

首都圏においては、近い将来、大規模地震が高い確率で発生するとされており、本市においても被害想定がされています。本校では、非常時に備えた対応を下記のとおりとしておりますので、内容をご確認ください。

記

1 学校における日常の地震・津波対策

- (1) 学校施設の安全点検
 - 定期的な校舎の安全点検の実施、転倒物・重量物等の転倒防止対策 等
- (2) 学校施設設備の状況の確認
- (3) 生活用水、防火用水の確保
- (4) 防災地図（ハザードマップ）等による地域の実態把握
 - 通学路や地域の危険箇所の把握、学区の災害リスクの把握、広域避難場所までの経路の確認 等

2 避難訓練・防災教育の充実

- (1) 避難訓練
 - ①年間を通して教育課程の中に位置付け、児童生徒が目的を理解しながら実施
 - ②通常の避難訓練に加え、引き渡し訓練や避難場所を考慮した訓練等、より実践的な訓練の実施
- (2) 防災教育
 - ①各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等学校教育活動全体を通し、防災教育を実施
 - ②避難訓練を通して、適切な状況判断力と冷静な行動力の定着

3 大規模地震時の初期対応

- (1) 児童生徒の在校中に地震が発生した場合
 - ①安全確保行動（活動場所で身を守る行動）
 - ②避難場所への移動（「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」）
 - ③判断 情報をもとに、「通常下校」、「集団下校」、「保護・引き渡し」等、判断する。

【「保護・引き渡し」について】

千葉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、学校で児童生徒を保護する。

学校施設の被害状況、電気・水道・ガス等の状況、大津波警報・津波警報の発表状況等を把握し、「自校内で保護」か「別の場所（広域避難場所等）で保護」か判断する。

学区や通学路の状況、保護者の帰宅情報等を十分に確認した上で、引き渡しを行う。

- ・「引き渡しカード」を活用し、確実に保護者等に引き渡す。
- ・保護者が帰宅困難等で、引き渡しが遅れる場合は十分に配慮する。

- (2) 児童生徒の登下校中に地震が発生した場合
 - ①看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物から身を守る。（安全確保行動）
 - ②登下校中に地震が発生した場合には、原則として、学校に向かう（戻る）こととする。
 - ③登下校中でも、学校よりも明らかに自宅に近い場合や、途中で他の学校・公民館等の避難場所がある場合などは、学校ではなく自宅や避難場所に避難する。
 - ④地震発生時や直後には危険な場所には近づかない。（余震が起こることを想定して行動）
- (3) 児童生徒の在宅時に地震が発生した場合

児童生徒の下校後から翌日午前7時までの間に、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は自宅待機とする。解除の連絡は、校内および学区の安全を確認した後、学校ごとに保護者へ行う。

保護者の皆様

千葉市立千草台小学校長

気象警報等発表時の登校について（お願い）

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、千葉市立学校では、気象警報等発表時においては、臨時休業またはその他の非常措置を行っております。

つきましては、本校においても下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 『暴風警報』や『暴風雪警報』及び大雨、暴風、暴風雪、大雪の『特別警報』発表時における措置

午前7時の時点で、千葉市に『暴風警報』や『暴風雪警報』あるいは、大雨、暴風、暴風雪、大雪の『特別警報』が継続中の場合、その日は「臨時休業」とします。

- (1) 午前7時までに『暴風警報』や『暴風雪警報』あるいは、大雨、暴風、暴風雪、大雪等の『特別警報』が解除になった場合は、臨時休業ではありません。気象の状況を確認し、無理のないように登校させてください。
- (2) 「臨時休業」となった日の給食は休止となります。非常変災による給食休止の場合は給食費の返金はできません。
- (3) 登校後に『暴風警報』等が発表された場合は、下校時刻を変更し、保護者引き渡しにより下校させる場合があります。その際は、保護者の方の迎えがあるまでは学校で待機させます。

2 『避難指示』の発令時における措置

- (1) 午前7時の時点で、千葉市に『避難指示』が継続中の場合、対象地域内に学区が含まれる場合は、「臨時休業」とします。
※その場合は、学校から学校・家庭間連絡システム「すぐーる」等で連絡します。
- (2) 午前7時までに『避難指示』が解除になった場合は、臨時休業ではありません。気象の状況を確認し、無理のないように登校させてください。

3 『暴風警報』『暴風雪警報』『特別警報』以外の大雨・大雪等の警報の発表時における措置

保護者の判断で登校させてください。保護者の判断で登校を見合わせた場合は、欠席や遅刻とはなりません。

4 子どもたちの安全確保のために

大雨・暴風・大雪等の非常変災、その他の緊急事態の時には、ご家庭でも次の点についてご協力ください。

- (1) 大雨・暴風・大雪等の非常変災時の登校には、思わぬ危険があります。危険箇所や持ち物について配慮していただくとともに、無理して登校させないようにしてください。
- (2) 警報・注意報が解除され、風や雨がおさまった後でも、通学路に危険がないかどうかを確認して登校させてください。
- (3) 大雨・暴風・大雪等の際に、遅刻・早退する場合には、学校（学級担任）に必ず連絡してください。

※ この文書は、よく読み、大切に保管してください。

【参 考】

| | 警報発表状況 | 保護者の対応 | 学校の対応 | | |
|-----|--|---|--|-----------------|------------------------------------|
| | | | 授業の扱い | 給食 | 出欠席 |
| 登校前 | 午前7時の時点で 「暴風警報」「暴風雪警報」 大雨、暴風、暴風雪、大雪の 「特別警報」が継続中の場合 | 登校させない。 | 全校臨時休業 ※学校から連絡 しない場合も あります。 | 全市一斉中 止。 | 欠席にはなら ない。 |
| | 午前7時の時点で 「避難指示」が継続中の場合 | 学区内に「避難 指示」の対象地 域が含まれる 場合は、登校さ せない。 | 学区内に「避難 指示」の対象地 域が含まれる場 合は、臨時休業。 ※「すぐー」等で 連絡。 | 臨時休業の 場合中止。 | 臨時休業の場 合欠席にはなら ない。 |
| | 「暴風警報」「暴風雪警報」 を伴わない大雨、大雪等の警 報が発表中の場合 | 保護者が安全と 判断した場合に 登校させる。 | 原則として平常 どおり。 | 原則として 平常どおり。 | 登校を見合わ せても、欠席・ 遅刻にはなら ない。 |
| 登校後 | 「暴風警報」「暴風雪警報」 大雨、暴風、暴風雪、大雪の 「特別警報」や「避難指示」 が発表された場合 | 学校からの連 絡により対応 する。 | 授業を繰上げて 下校させる。 ※「すぐー」等で 連絡。 | 状況を見て 対応。 | 早退にはなら ない。 |
| | 「暴風警報」「暴風雪警報」 を伴わない大雨、大雪等の警 報が発表された場合 | | 原則として平常 どおり。 | 原則として 平常どおり。 | |

<保護者引き渡しの連絡があった場合の留意点>

- ・保護者は、学校・家庭間連絡システム「すぐー」等による学校からの連絡を確認し、お子様を引き取りに来てください。保護者がお見えになるまで、お子様は学校でお預かりいたします。
- ・保護者の代理の方が引き取る場合は、必ず保護者が学校へ連絡してください。連絡がない場合には、引き渡しができない場合もあります。

なお、「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合とは、「千葉県」に警報が発表されている状態を指します。

気象情報については、テレビ等のメディアやインターネットで確認してください。ちばし安全・安心メールやYahoo!防災速報アプリのほか、気象庁HP「あなたの街の防災情報」でも確認する事ができます。

<防災気象情報等の主な入手手段について>

| ツール名称 | 概要 | 登録 | QR コード |
|-----------------------|--|----|---|
| 気象庁 あなたの街の 防災情報 | 本市の各種気象情報などが一つのページにまとめられた気象庁のWEBサイトです。 | 不要 |  |
| ちばし安全・安心メール | 防犯・防災情報を電子メールで配信するサービスです。 | 必要 |  |
| Yahoo! 防災速報アプリ | 「自治体からの緊急情報」を配信しています。災害発生時や災害が発生するおそれのある場合に、避難所の開設情報や災害への注意喚起情報を配信しています。 | 必要 |  |
| 市広報広聴課 ツイッター | 災害時や停電などの障害により市のホームページが稼働していない場合でも、緊急情報を配信しています。 | 必要 |  |